

公的介護保険制度に対する当面の見解

平成7年12月5日
全国社会福祉施設経営者協議会

基本的考え方

今日、高齢者介護の問題は、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化、要介護状態の重度化、介護者の高齢化など年々深刻化し、介護に対する福祉政策の需要はますます高くなってきている。

このような状況の中で、厚生省は、公的介護保険制度の導入による新しい介護システムの構築について検討を進めている。

これまで介護サービスについては、我々民間社会福祉関係者が、高齢者や家族の立場に立ち、高齢者が真に望むサービスを供給し、併せてサービスの量的整備、質的向上に努力してきた。そして、今日の介護サービスの土台とサービス水準をつくりあげてきた。

また我々は、介護サービスを提供するため、福祉施設の整備等に関し、多額の私有財産を福祉施設の経営主体である社会福祉法人に寄附してきた。しかも、その法人財産は、最終的には国庫に帰属することになっている。

我々は、今回の公的介護保険制度の検討に当たって、これらの実績については尊重され、評価され、また私有財産の寄附についても正しく認識されるべきものと考えている。

その上立って、要介護高齢者への福祉対策には、高齢者の自己尊厳が守られ、必要な介護サービスが十分に保障されるよう、また、福祉施設の経営主体である社会福祉法人制度や施設整備費補助金については、現行制度が保障されるものでなければならぬと考えている。

全国社会福祉施設経営者協議会としては、このような考え方に基づき、とくに次の事項について実現していただきたい、と強く要望する。

(1) 介護サービスの供給体系の確立

公的介護保険制度の構築にあたっては、高齢者の介護ニーズに即応し、利用者本位の介護システムにするため、介護サービスの整備促進と公正に提供される体系の確立が必要である。

(2) 介護サービスの範囲等

保険適用とする介護サービスの範囲は、在宅から施設までが一連の流れとなって高齢者の状態の変化に応じてサービスが提供されるよう、在宅における介護から施設における重介護までの幅広い範囲設定が必要である。

(3) 介護度合の判定

介護度合の判定機関については、福祉施設関係者を参画させるものとする。また、介護サービス提供機関に指定された福祉施設においても、専門職が配置されている場合、直接判定し、サービスが提供できる仕組みにすべきである。

(4) 福祉施設サービスの運営

福祉施設による介護サービスは、社会福祉法人によって運営されるべきである。

(5) 施設サービスの整備

公的介護保険制度を稼働させるためには、市町村単位の施設サービスが提供できるよう、その水準を確保する必要がある。

このためには、公的介護保険制度導入に際し、福祉施設の整備は公費で進めるべきである。

(6) 運営費用の確保

介護報酬は、介護に必要なサービスが十分保障されるものとして設定されなければならない。また、設定にあたっては、介護サービス提供機関の間に格差を設けるべきではない。

現在、福祉施設に対して給付されている定員別単価、各種加算制度、たとえば民間施設給与等改善費、級地区分などについては、現行のサービス水準を低下させないために、絶対に残すべきである。

介護報酬の審議に際しては、サービス提供者の意見が反映されるよう、福祉施設関係者を参画させること。

(7) 介護報酬の請求

介護サービス提供機関から保険者への介護報酬請求にあたっては、事務手続きが煩雑にならないよう簡略化すること。

(8) 介護サービス提供機関の指定

指定基準の策定にあたっては、サービス提供者の意見が反映されるよう、福祉施設関係者を参画させるべきである。

また、介護サービス提供機関の指定を受けない老人施設においても、入所している要介護高齢者への必要な介護サービスが十分供給されるように

すべきである。

(9) 職員待遇水準の確保と充実

福祉施設職員に講じられている退職手当共済制度等、種々の処遇制度について不利益が生じないように、十分配慮する必要がある。

(10) 経過措置の設定

公的介護保険制度をスムーズに導入するため、福祉施設に対しては、十分な経過措置を講ずる必要がある。

(11) 無保険者、低所得者への対応

やむを得ない理由により保険料を納めることができなかった無保険者、および所得が低く自己負担（利用料）が支払えない者に対しては公費で対応すべきである。

(12) 家族介護への支援

高齢者の意思を尊重し、在宅・家族介護をしている場合は、在宅・施設サービスなどの外部サービスと家族介護が組み合わせられるように配慮する必要がある。

(13) 在宅障害者の介護

在宅の障害者については、公的介護保険制度による在宅サービスと同程度のサービスが公的に保障されるべきであることを強く主張する。

全国社会福祉施設経営者協議会・役員

顧問	田中 正巳 (元厚生大臣)
特別顧問	竹中 浩治 (厚生年金事業振興団 常務理事)
会長	吉村 鞆生 (大阪自彊館・大阪府)
副会長	山田 幸儀 (幸生会・長崎県)
副会長	鮎川 英男 (愛隣会・東京都)
副会長	長澤 文龍 (仁愛会・岩手県)
総務委員長	高岡 國士 (成光苑・大阪府)
経営対策委員長	諸隈 正剛 (天寿会・佐賀県)
調査研究委員長	平中 忠信 (はるにれの里・北海道)
広報委員長	阿部 絢子 (阿部睦会・神奈川県)